

佐賀県教育委員会告示第 2 号

佐賀県文化財保護条例(昭和 51 年佐賀県条例第 22 号)第 25 条第 1 項の規定により、佐賀県重要無形民俗文化財として次のとおり指定する。

平成 29 年 4 月 11 日

佐賀県教育委員会教育長 白 水 敏 光

佐賀県重要無形民俗文化財

記号番号	種別	名称	員数	所在地	所有者
無民第 24 号	佐賀県重要無形民俗文化財	綾部八幡神社の旗上げ神事・旗下ろし神事	-	三養基郡みやき町大字原古賀 2331 番地	綾部八幡神社